

法務省矯成訓第481号

矯正管区長
矯正施設の長

刑事施設の職員の職務倫理に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

法務大臣 鈴木 馨 祐
(公印省略)

刑事施設の職員の職務倫理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、刑務官をはじめとする刑事施設の職員が保持すべき職務に係る倫理の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)において使用する用語の例による。

(職務倫理の保持)

第3条 刑事施設の職員は、刑事司法手続及び再犯の防止において重要な役割を担う刑事施設の重責を自覚するとともに、国民の期待にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務に係る倫理を保持しなければならない。

(職務遂行の原則)

第4条 刑事施設の職員は、次に掲げる事項を常に認識して、職務を遂行しなければならない。

- (1) 被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適正な処遇を行うこと。
- (2) 再犯の防止の重要性を念頭に置き、社会と連携しつつ、受刑者に対して改善更生及び円滑な社会復帰を図るための処遇を行うこと。

(処遇の基本理念)

第5条 刑事施設の職員は、不偏不党、公平中正かつ温厚篤実を旨として被収容者の処遇に当たるものとする。

- 2 刑事施設の職員は、受刑者の処遇に当たっては、被害者等の心情等を考慮しつつ、受刑者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るものとする。

3 刑事施設の職員は、受刑者との人間関係を構築することに努め、もって受刑者の特性に応じた効果的な働き掛けを行うものとする。

(処遇に資する環境等の実現)

第6条 刑事施設の職員は、被収容者との関わりも含めた適切な手法により、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持し、もって被収容者の処遇に資する環境及びその安全かつ平穏な生活を実現するものとする。

(知識及び技能の習得及び向上)

第7条 刑事施設の職員は、職務の困難性を認識し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技能の習得及び向上に努めなければならない。

(良好な組織風土の構築)

第8条 刑事施設の職員は、組織の一員として、団結と協調を旨とし、積極的な意見交換及び相互支援がなされる組織風土を構築するよう努めなければならない。

(関係機関、民間協力者等との連携)

第9条 刑事施設の職員は、刑事施設がその役割を果たすためには、関係機関、民間協力者等の支援及び協力を得る必要があることを認識し、これらのものの連携及び協働に努めなければならない。

(地域社会との共生)

第10条 刑事施設の職員は、受刑者の社会復帰においては、社会の理解及び協力が必要不可欠であることを認識し、地域社会の一員として、地域社会の課題解決及び発展に貢献するとともに、地域住民の信頼を得るよう努めなければならない。

(法的根拠及び社会常識に基づく職務遂行)

第11条 刑事施設の職員は、被収容者の処遇及び刑事施設の運営において透明性及び説明責任が求められることを認識し、法的根拠及び社会常識に基づき、その職務を遂行しなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。